

保安林整備事業費補助金（継続）

【平成19年度概算決定額 9,591（9,591）千円】

事業のポイント

国民の安全・安心の確保のため、水源のかん養や災害の防備等の公益的機能の発揮が必要な森林を計画的に保安林として指定します。

- ・ 水源のかん養、災害の防備等森林のもつ公益的機能の発揮の上で特に重要な森林について、農林水産大臣又は都道府県知事が保安林に指定し、適切に管理・保全していくことが重要
- ・ 国土保全上又は国民経済上特に重要な流域における水源かん養及び土砂の流出・崩壊の防備を目的とする保安林を除く民有保安林は、都道府県知事が指定
- ・ 保安林の指定面積の拡大は、森林吸収源対策としても重要

政策目標

保安林制度により永続的に森林として維持すべき面積を拡大
1,165万ha（17年度末） → 1,216万ha（20年度末）

<内容>

- ・ 都道府県知事が指定権限を有する保安林の指定・解除等の事務を実施し、保安林の計画的な指定を進めます。
- ・ 具体的には、下記の事務を実施します。
 - ① 民有保安林（国土保全上又は国民経済上特に重要な流域の水源かん養保安林、土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林を除く。）の指定・解除の事務
 - ② 上記①で指定した保安林の指定施業要件（指定時に定められる保安林としての機能を果たすために最低限守るべき森林の取扱い方法）の変更の事務

<補助率>

1/2

<事業実施主体>

都道府県

<事業実施期間>

昭和37年～

[担当課：林野庁治山課]